

平成28年5月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成28年度5月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育総務課	2
		教育環境課	3~4
		社会教育課	5
	文化財課	6~7	
	2 歳入歳出事項別明細書		8~11
	3 節の明細		12
	4 債務負担行為に関する調書		13

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	財産を無償で貸し付けること(鳥取県教育センター進入路)について	教育センター	14

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成28年3月24日専決)	人権教育課	15
	(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成28年3月24日専決)	人権教育課	16
	(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成28年3月29日専決)	人権教育課	17
	(10) 工事請負契約(県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区))の締結についての議決の一部変更について(平成28年4月20日専決)	教育環境課	18
	(11) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成28年4月20日専決)	人権教育課	19
	(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成28年4月25日専決)	人権教育課	20
	(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成28年4月25日専決)	人権教育課	21
第2号	長期継続契約の締結状況について	教育総務課 教育環境課 文化財課	22

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金 起	債 所 の 他	一 般 財 源	
(一般会計)								
教育総務課	56,632,025	0	56,632,025		3,000,000		△3,000,000	
教育環境課	5,024,302	478,717	5,503,019		235,000		243,717	
社会教育課	208,505	280	208,785				280	
文化財課	2,255,123	3,876	2,258,999				3,876	
合計	68,909,370	482,873	69,392,243		3,235,000		△2,752,127	

(一般関係)	
教育総務課	教職員費(小学校、中学校)
教育環境課	(新)教育系ネットワークセキュリティ強靱化事業 (新)県立米子南高等学校エレベーター整備事業
社会教育課	社会教育関係団体による地域づくり支援事業
文化財課	(新)祝!「大山山麓地域」日本遺産認定記念事業 文化財助成費

平成28年度一般会計補正予算説明資料

- 10款 教育費
 - 2項 小学校費
 - 1目 小学校費
- 10款 教育費
 - 3項 中学校費
 - 1目 中学校費

教育総務課(内線:7576)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
教職員費	小学校	23,310,263	0	23,310,263		2,000,000		△2,000,000	
	中学校	13,036,316	0	13,036,316		1,000,000		△1,000,000	

事業内容の説明

退職手当債を充当することに伴う財源更正である。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7613)

2目 事務局費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 教育系ネットワークセキュリティ強化事業	0	[債務負担行為] 206,227 473,809	[債務負担行為] 206,227 473,809		<235,000> 235,000		[債務負担行為] 206,227 238,809	県費負担額 473,809
トータルコスト	0	476,148	476,148	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	委託等内容の調整、契約事務、支払手続				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

マイナンバー制度の導入に伴い、国から求められている情報セキュリティレベルを確保するとともに、教職員のパソコンから給与、旅費システム等を操作できるようにするため、教育系ネットワークに「仮想化技術」を導入し、それに伴う環境整備を行う。

2 事業内容

(1) 概要

教職員(県立学校、小中学校)の給与、旅費等の支払に係るシステムは、県庁内のネットワーク(庁内LAN)と連携しているため、庁内LANのセキュリティ強化と並行して教育系ネットワークのセキュリティ対策を行う必要がある。

このため、アプリケーションやソフトウェアを「実行する環境」と「利用する環境」とを明確に切り離す仮想化技術の導入により、「インターネット接続環境」と「旅費申請やマイナンバーと関連する給与関係事務等」のネットワークを分離し、セキュリティの向上を図るものである。

(2) 事業費

(単位: 千円)

項目	内容	金額					
		H28	H29	H30	H31	H32	H33
仮想化環境の整備	ネットワーク整備・保守、既存サーバの移行	336,134	7,042	28,167	28,871	28,167	21,125
県立学校における整備	ネットワーク整備、通信機器設定	19,078	-	-	-	-	-
	プリンタ・スキャナの整備・保守	578	2,310	2,311	2,311	2,311	1,733
小中学校における整備	現地調査、機器設置、ネットワーク整備	108,261	453	1,814	1,814	1,814	1,360
運用・保守経費	ネットワーク・機器等の管理・運用・保守	9,758	15,711	15,710	15,710	15,710	11,783
計		473,809	25,516	48,002	48,706	48,002	36,001

3 債務負担行為

教育情報ネットワーク機器保守管理業務委託 195,251千円 (平成29年度～平成33年度)

教育情報ネットワーク機器賃借料 10,976千円 (平成29年度～平成33年度)

4 これまでの取組状況、改善点

これまで、県立学校や小中学校においては、事務の効率化の一環として、旅費と給与について電子化を行っており、庁内LANと連携することによりスムーズに申請、支払等の業務が行われてきたところである。

なお、庁内LANのセキュリティ強化については、平成28年度当初予算により措置済みであり、平成28年12月末を目途に、仮想化技術を用いたネットワーク分離によるセキュリティ対策を実施することとしている。

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債額の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7913)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立米子南高等学校エレベーター整備事業	0	4,908	4,908				4,908	
トータルコスト	0	5,688	5,688	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託内容の調整、契約事務、支払手続				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

県立学校のバリアフリー化を進めるため、米子南高等学校にエレベーターを設置する。

2 事業内容

米子南高等学校の管理教室棟にエレベーター1基(地上1階~3階)を設置する。なお、平成28年度は設計のみを行い、工事は平成29年度に行う予定である。

<事業費> (単位: 千円)

区分	金額
設計委託料	4,890
建築確認申請手数料	18
合計	4,908

<スケジュール(予定)>

設計委託: 平成28年9月から平成29年2月まで

工事実施: 平成29年6月から平成30年2月まで

3 これまでの取組状況、改善点

- ・学校との協議等によりスロープ、手すりなどのバリアフリー対策を進めてきた。
- ・エレベーターの設置位置については、関係法令、施工上、学校運営上の問題など課題があるため、設計段階で学校とも十分調整しながら内容を検討する予定である。
- ・今後も生徒の状況に応じて、必要な学校については整備を進める。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10 款 教育費

6 項 社会教育費

1 目 社会教育総務費

社会教育課 (内線: 7943)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会教育関係団体による地域づくり支援事業	3,810	280	4,090				280	
トータルコスト	6,929	280	7,209	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	補助金交付事務、団体への助言等				
工程表の政策目標(指標)	社会全体で取り組む教育の推進、家庭教育の充実							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
社会教育関係団体の教育力を活用し、子どもたちを健やかに育む地域づくりを促進するとともに、社会教育関係団体の人材育成等に対して補助を行う。								
2 事業内容								
平成29年度に鳥取県で開催されるボーイスカウト日本連盟全国大会開催に要する経費を助成する。								
<ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2 ・補助対象経費: 開催準備経費 ・事業主体: 日本ボーイスカウト鳥取連盟 								
3 ボーイスカウト日本連盟全国大会の概要								
(1) 日程 平成29年5月27日(土)～28日(日)2日間								
(2) 会場 とりぎん文化会館								
(3) 参加予定者 約850名(県外から約700名)								
※全国では平成28年度までに68回の開催。(鳥取での開催が69回目)								
※山陰では初開催。								
4 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化や地縁関係の希薄化等により、社会教育関係団体の会員数が減少し、財政的に厳しい状況が続く中でも、目的に沿った取組を着実に実施してきている。 ・核家族化、少子高齢化、地域的なつながりの希薄化等により、各家庭及び地域コミュニティの教育力の低下が指摘されているところであり、社会教育関係団体の活動はますます貴重なものとなっている。 								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

2目 文化財保護費

文化財課 (内線: 7932)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 祝! 「大山山麓地域」日本遺産認定記念事業	0	1,426	1,426				1,426	
トータルコスト	0	1,426	1,426	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	シンポジウムの開催 (県外)				
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の概要

大山山麓地域が平成28年度「日本遺産」に認定されたことに伴い、教育委員会、観光交流局、西部総合事務所等が連携して、大山開山1300年祭に向けて大山山麓地域の魅力を発信する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区分	補正予算額	事業内容
大山山麓地域日本遺産認定記念シンポジウムの開催 (県外への情報発信)	1,426	日本遺産認定となった「大山山麓地域」の魅力を情報発信するため、認定されたストーリーを構成する文化財のほか、大山に伝わる仏教美術、神話、伝承、民俗等を紹介するシンポジウムを東京で開催する。

<参考>教育委員会以外の補正予算の状況

(単位: 千円)

所属	補正予算額	概要
観光戦略課	3,000	平成30年の大山開山1300年祭に向けて、国内外から観光客を呼び寄せる誘客プロモーションとして大山の旅行博覧会でのPR、海外専門誌等への掲載、旅行会社と連携した共同広告、FAMツアー等を実施する。
西部総合事務所 西部地域振興局	22,500	「大山山麓地域」の日本遺産認定と連携して、「大山開山1300年祭」を国内外にPRするための広報用動画の作成、観光客受入のための環境整備のほか、地元での周知及び機運の盛り上げを図るため、歴史シンポジウムの県西部開催、現地情報発信の機能強化等を行う。

3 これまでの取組状況、背景等

「日本遺産」は、平成27年度からクールジャパン戦略の一環として、東京オリンピック開催(2020年)までに100件程度の認定を目標としている国の事業である。

第1回の認定では、三徳山・三朝温泉「六根清浄と六感治癒の地」を含む18件が認定され、平成28年度は「大山山麓地域」を含む19件が認定となった。

<参考>

- ・申請者: 大山町、伯耆町、江府町、米子市
- ・ストーリーのタイトル: 地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
- ・ストーリーの概要

大山の山頂に現れた万物を救う地蔵菩薩への信仰は、平安時代末以降、牛馬のご加護を願う人々を大山寺に集めた。江戸時代には、大山寺に庇護され信仰に裏打ちされた全国唯一の「大山牛馬市」が隆盛を極め、明治時代には日本最大の牛馬市へと発展した。

西国諸国からの参詣者や牛馬の往来で賑わった大山道沿いには、今も往時を偲ぶ石畳道や宿場の町並み、所子に代表される農村景観、「大山おこわ」など独特の食文化、大山の水にまつわる「もひとり神事」などの行事、風習が残されている。ここには、人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら大山を仰ぎ見る暮らしが息づいている。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

10 款 教育費
 6 項 社会教育費
 2 目 文化財保護費

文化財課(内線:7937)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文化財助成費	236,895	2,450	239,345				2,450	
トータルコスト	247,032	2,450	249,482	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.0人	1.3人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の概要

平成28年5月3、4日に発生した大風により被害を受けた国指定文化財の復旧事業費を支援する。

2 事業内容及び事業費

(単位:千円)

区 分	事業費	県補助額	事業内容
重要文化財門脇家住宅	10,000	1,250	大風により被害をうけた主屋屋根、および倒壊した塀の修理 (国庫補助事業を活用) 県補助率:国庫補助残の1/2
重要文化財大神山神社	3,000	1,200	大風による倒木で被害をうけたことに伴う緊急対策。屋根の応急処置(こけら葺きで処置)および倒木の撤去 (緊急的に県と町が協力して対応) 県補助率:町が補助する額の1/2
合 計	13,000	2,450	



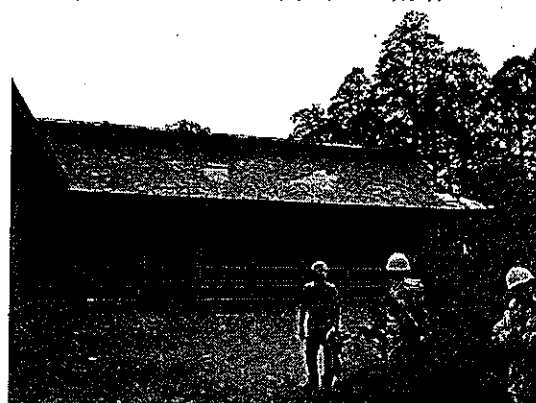
門脇家住宅主屋屋根



門脇家住宅 倒壊した南塀



大神山神社本殿屋根の倒木と陥没状況



大神山神社拝殿屋根の毀損状況

平成28年度 5月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費									
	1項 教育総務費						2目 事務局費			
	節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,840,791		1,840,791	304,384		304,384	66,550			66,550
2 給 料	26,790,061		26,790,061	480,754		480,754	480,754			480,754
3 職 員 手 当 等	18,222,878		18,222,878	403,663		403,663	403,663			403,663
4 共 済 費	9,618,877		9,618,877	214,694		214,694	183,771			183,771
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	78,057		78,057	78,057		78,057				
7 貸 金	34,134		34,134	5,622		5,622	5,613			5,613
8 報 償 費	160,671	124	160,795	95,956		95,956	3,124			3,124
9 旅 費	598,658	124	598,782	313,170		313,170	20,034			20,034
費用弁償	28,879		28,879	17,677		17,677	1,383			1,383
普通旅費	486,380		486,380	240,208		240,208	16,256			16,256
特別旅費	83,399	124	83,523	55,285		55,285	2,395			2,395
10 交 際 費	360		360	360		360				
11 需 用 費	1,183,985		1,183,985	761,737		761,737	25,294			25,294
12 役 務 費	255,020	18	255,038	161,498	18	161,516	42,070			42,070
13 委 託 料	2,467,878	479,299	2,947,177	757,324	478,121	1,235,445	161,075	473,231		634,306
14 使用料及び賃借料	1,359,003	578	1,359,581	1,153,862	578	1,154,440	878,166	578		878,744
15 工 事 請 負 費	2,557,596		2,557,596	1,916,097		1,916,097				
16 原 材 料 費	9,116		9,116							
17 公 有 財 産 購 入 費	70,567		70,567							
18 備 品 購 入 費	362,857		362,857	194,355		194,355	7,438			7,438
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	2,267,640	2,730	2,270,370	1,705,810		1,705,810	5			5
20 扶 助 費	113,931		113,931	113,781		113,781				
21 貸 付 金	840		840	840		840				
22 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	202,715		202,715	18		18				
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引 料	80,065		80,065	80,065		80,065				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	188,878		188,878	188,000		188,000	188,000			188,000
26 寄 付 金										
27 公 課 費	507		507	482		482				
28 繰 出 金	444,285		444,285	444,285		444,285				
予 備 費										
計	68,909,370	482,873	69,392,243	9,374,814	478,717	9,853,531	2,465,557	473,809		2,939,366
財 源										
国 庫 支 出 金	10,817,757		10,817,757	1,489,951		1,489,951	1,510			1,510
地 方 債	1,932,000	3,235,000	5,167,000	1,599,000	235,000	1,834,000		235,000		235,000
そ の 他	3,200,474		3,200,474	372,856		372,856	189,402			189,402
一 般 財 源	52,959,139	△ 2,752,127	50,207,012	5,913,007	243,717	6,156,724	2,274,645	238,809		2,513,454

平成28年度 5月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	2項 小学校費								
	6目 教育財産管理費			1目 小学校費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	5,763		5,763	377,964		377,964	377,964		377,964
2 給 料				11,002,526		11,002,526	11,002,526		11,002,526
3 職 員 手 当 等				7,884,610		7,884,610	7,884,610		7,884,610
4 共 済 費	933		933	3,932,220		3,932,220	3,932,220		3,932,220
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金				3,121		3,121	3,121		3,121
8 報 償 費	60		60						
9 旅 費	2,782		2,782	106,922		106,922	106,922		106,922
費用 弁 償	250		250	360		360	360		360
普 通 旅 費	2,520		2,520	106,562		106,562	106,562		106,562
特 別 旅 費	12		12						
10 交 際 費									
11 需 用 費	114,266		114,266						
12 役 務 費	3,053	18	3,071	2,900		2,900	2,900		2,900
13 委 託 料	249,491	4,890	254,381						
14 使用料及び賃借料	129,872		129,872						
15 工 事 請 負 費	1,910,066		1,910,066						
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	87,892		87,892						
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	3,599		3,599						
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	18		18						
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	420		420						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,508,215	4,908	2,513,123	23,310,263		23,310,263	23,310,263		23,310,263
財 源									
国 庫 支 出 金	14,852		14,852	5,124,546		5,124,546	5,124,546		5,124,546
地 方 債	1,599,000		1,599,000		2,000,000	2,000,000		2,000,000	2,000,000
内 所 の 他	38,579		38,579	3,828		3,828	3,828		3,828
一 般 財 源	855,784	4,908	860,692	18,181,889	△ 2,000,000	16,181,889	18,181,889	△ 2,000,000	16,181,889

平成28年度 5月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	3項 中学校費						6項 社会教育費			
	節 別	補正前	補正額	補正後	1目 中学校費			補正前	補正額	補正後
					補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	286,574		286,574	286,574		286,574	225,571		225,571	
2 給 料	6,182,981		6,182,981	6,182,981		6,182,981	520,668		520,668	
3 職 員 手 当 等	4,285,767		4,285,767	4,285,767		4,285,767	286,612		286,612	
4 共 済 費	2,190,774		2,190,774	2,190,774		2,190,774	217,369		217,369	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 貸 金	2,437		2,437	2,437		2,437	5,797		5,797	
8 報 償 費							24,820	124	24,944	
9 旅 費	85,883		85,883	85,883		85,883	41,706	124	41,830	
費用 弁 償	684		684	684		684	7,418		7,418	
普 通 旅 費	85,199		85,199	85,199		85,199	16,093		16,093	
特 別 旅 費							18,195	124	18,319	
10 交 際 費										
11 帶 用 費							154,412		154,412	
12 役 務 費	1,900		1,900	1,900		1,900	41,312		41,312	
13 委 託 料							1,495,786	1,178	1,496,964	
14 使用料及び賃借料							123,915		123,915	
15 工 事 請 負 費							444,038		444,038	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費							70,567		70,567	
18 備 品 購 入 費							108,438		108,438	
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金							344,509	2,730	347,239	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金							202,697		202,697	
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金							878		878	
26 寄 付 金										
27 公 課 費							25		25	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	13,036,316		13,036,316	13,036,316		13,036,316	4,309,120	4,156	4,313,276	
財 源										
内 國 庫 支 出 金	2,958,895		2,958,895	2,958,895		2,958,895	322,006		322,006	
地 方 債		1,000,000	1,000,000		1,000,000	1,000,000	295,000		295,000	
そ の 他	2,753		2,753	2,753		2,753	1,258,762		1,258,762	
一 般 財 源	10,074,668	△ 1,000,000	9,074,668	10,074,668	△ 1,000,000	9,074,668	2,433,352	4,156	2,437,508	

平成28年度 5月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目						
	1目 社会教育総務費			2目 文化財保護費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	4,961		4,961	66,998		66,998
2 給 料	520,668		520,668			
3 職 員 手 当 等	286,612		286,612			
4 共 済 費	187,001		187,001	7,760		7,760
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 賃 金				1,118		1,118
8 報 償 費	3,544		3,544	7,834	124	7,958
9 旅 費	4,191		4,191	15,541	124	15,665
費 用 弁 償	384		384	4,101		4,101
普 通 旅 費	2,577		2,577	3,840		3,840
特 別 旅 費	1,230		1,230	7,600	124	7,724
10 交 際 費						
11 需 用 費	2,566		2,566	26,525		26,525
12 役 務 費	4,839		4,839	7,398		7,398
13 委 託 料	6,254		6,254	141,409	1,178	142,587
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	2,831		2,831	13,680		13,680
15 工 事 請 負 費				63,903		63,903
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費				70,567		70,567
18 備 品 購 入 費	54		54	1,097		1,097
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	9,020	280	9,300	280,679	2,450	283,129
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金				202,585		202,585
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料						
24 投 資 及 び 出 資 金						
25 積 立 金	878		878			
26 寄 付 金						
27 公 課 費				25		25
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	1,033,419	280	1,033,699	907,119	3,876	910,995
財 源						
内 國 庫 支 出 金				317,109		317,109
地 方 債						
そ の 他	2,840		2,840	8,359		8,359
一 般 財 源	1,030,579	280	1,030,859	581,651	3,876	585,527

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
10款 教育費		
6項 社会教育費		
1目 社会教育総務費		
負担金、補助 及び交付金	平成29年度ボーイスカウト日本連盟全 国大会開催費補助金	280
2目 文化財保護費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県文化財保存・保護事業費補助金	1,250
	重要文化財大神山神社緊急災害対策補 助金	1,200

債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成28年度 教育情報ネットワーク機 器保守管理業務委託	195,251			平成29年度から 平成33年度まで	195,251				
平成28年度 教育情報ネットワーク機 器賃借料	10,976			平成29年度から 平成33年度まで	10,976				10,976

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること(鳥取県教育センター進入路)について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">土地</td> <td>鳥取市湖山町北五丁目203番</td> <td>372.00</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山町北六丁目336番</td> <td>411.00</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山町北六丁目339番1</td> <td>291.11</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山町北六丁目341番</td> <td>42.00</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山町北六丁目343番</td> <td>486.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市</p> <p>(3) 貸付期間 平成28年9月29日から平成33年9月28日まで</p> <p>(4) 経緯 昭和51年9月29日から鳥取市に市道の用に供するため無償貸付している。</p>	種類	所在地	数量(平方メートル)	土地	鳥取市湖山町北五丁目203番	372.00	鳥取市湖山町北六丁目336番	411.00	鳥取市湖山町北六丁目339番1	291.11	鳥取市湖山町北六丁目341番	42.00	鳥取市湖山町北六丁目343番	486.68
種類	所在地	数量(平方メートル)													
土地	鳥取市湖山町北五丁目203番	372.00													
	鳥取市湖山町北六丁目336番	411.00													
	鳥取市湖山町北六丁目339番1	291.11													
	鳥取市湖山町北六丁目341番	42.00													
	鳥取市湖山町北六丁目343番	486.68													

件名
議会の委任による専決処分の報告について
(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について
(平成28年3月24日専決)

提出理由
1 提出理由
(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者の連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
(2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

概要
(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	米子市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して383,722円(内訳 進学奨励資金の未返還額376,706円、支払督促申立手続費用5,016円、追納手数料2,000円)を平成28年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ(最終支払月にあつては8,722円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、15,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過
① 平成9年12月の返還開始当初より滞納となっていた。平成21年以降、不定期に一部返還があつたが、平成27年2月の返還を最後に止まっていた。
再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。
平成24年度、25年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。
② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。
③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した(当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成28年2月臨時議会で報告済。)
④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由
次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。
① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】
管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。

件名

議会の委任による専決処分の報告について
 (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成28年3月24日専決)

提出理由及び概要

1 提出理由

- (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
- (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	高知県高知市内 個人1名(借受者)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、228,757円(内訳 進学奨励資金の未返還額223,823円、支払督促申立手続費用3,434円、追納手数料1,500円)を平成28年5月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては8,757円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過

- ① 平成19年10月の返還開始当初より滞納となっていた。
再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。
平成22年度に債権回収会社に委託したところ、分割支払の申出があり、平成22年10月から一部返還がなされたが、平成23年6月の返還を最後に滞納が続いていた。
- ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。
- ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した(当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成28年2月臨時議会で報告済。)
- ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由

- 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。
- ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
 - ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】

管轄裁判所は、高知簡易裁判所である。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年3月29日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 倉吉市内 個人1名(借受者の連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過 ① 平成18年4月の返還開始当初は継続的に返還があったが、平成18年9月から滞納となり始めた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。 平成24年度、25年度に債権回収業者へ委託したところ、平成25年3月に一部返還があったが、この支払を最後に連絡もとれなくなった。 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額 当該奨学金の返還滞納額は、1,143,401円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、倉吉簡易裁判所である。 借受者本人からは支払督促に対して異議申立てがなかったため、訴えの提起に至ることなく仮執行宣言申立てを行った。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 工事請負契約(県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区)) の締結についての議決の一部変更について (平成28年4月20日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区)に係る工事請負契約の締結についての議決(平成27年3月12日議決)の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 営繕工事の追加が必要になったため契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工事名 県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区)</p> <p>(2) 工事場所 米子市勝田町</p> <p>(3) 相手方 県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区) 美保テクノス・リンクス・大協組特定建設工事共同企業体 代表者 米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社 取締役社長 野津一成 境港市蓮池町50番地1 株式会社リンクス 代表取締役 池田幸仁 米子市蚊屋235番地2 株式会社大協組 代表取締役 小山典久</p> <p>(4) 契約金額 630,339,840円(第1回変更後の額) 変更後契約金額 636,026,040円(第2回変更後の額) 同上差額 5,686,200円</p> <p>(5) 変更理由 近隣への泥・ほこり等の飛散防止のための仮設駐車場及び駐車場の整備並びに生徒の安全確保のための校内通路部分へのアスファルト舗装を追加で行うもの。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分¹の報告について (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年4月20日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名(借受者)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過 ① 平成21年10月の返還開始当初から滞納となっていた。 平成22年3月に一部返還があった。 再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、滞納が続いていた。 平成25年度に債権回収業者へ委託するが成果がなかった。 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年3月から散発的に、一部返還があったが、平成27年9月の返還を最後に支払は止まっていた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、平成27年11月以降は連絡もとれなくなった。 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額 当該奨学金の返還滞納額は、696,000円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年4月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 西伯郡南部町 個人1名(借受者)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過 ① 平成17年12月の返還開始当初から滞納となっていた。 平成22年8月に一部返還があった。 再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、滞納が続いていた。 平成23年度、24年度に債権回収業者へ委託するが成果がなかった。 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年11月に一部返還があったが、この支払を最後に連絡もどれなくなった。 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額 当該奨学金の返還滞納額は、533,999円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年4月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 西伯郡南部町 個人1名(借受者)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成17年12月の返還当初から滞納となっていた。 平成22年8月に一部返還があった。 再三にわたり文書・電話による催告及び個別訪問を行うが、滞納が続いていた。 平成23年度に債権回収業者へ委託したところ、平成23年10月から平成26年4月まで散発的に分割支払があった。</p> <p>② 返還期限を指定して一括返還を求めたところ、平成27年11月に一部返還があったが、この支払を最後に連絡もとれなくなった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額 当該奨学金の返還滞納額は、567,074円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第2号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育総務課	保守	ノートパソコン プリンター	6台 5台	鳥取市元魚町一丁目116番地 株式会社パレット	205,200	平成28年2月23日 ～平成29年2月22日	鳥取県教育委員 会事務局教育総 務課他6所屬
2	教育環境課	物品 保守	プリンター (再リース)	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 3,564円	平成28年3月1日 ～平成29年2月28日	鳥取県教育委員 会事務局教育環 境課
3	むきばんだ史 跡公園	物品 保守	電話主装置 電話機	1台 8台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	月当たり賃借料 9,396円	平成28年3月1日 ～平成33年2月28日	鳥取県立むきば んだ史跡公園